

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和7年9月9日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2500093号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2500033号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成12年11月1日から平成13年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表1の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第2欄に掲げる標準報酬月額から同表の第5欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成12年11月から平成13年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成12年11月から平成13年9月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(別表1の第2欄に掲げる訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成13年8月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表1の第1欄に掲げる月ごとに、上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額(別表1の第5欄)から同表の第6欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成13年8月及び同年9月の訂正後の標準報酬月額(別表1の第5欄に掲げる厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求者のB社における平成26年12月1日から平成28年2月21日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表2の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第2欄に掲げる標準報酬月額から同表の第6欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成26年12月から平成28年1月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年12月から平成28年1月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(別表2の第2欄に掲げる訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 請求者のB社における平成27年12月1日から平成28年2月21日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表2の第1欄に掲げる月ごとに、上記3の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額(別表2の第6欄)から同表の第7欄に掲げる標準報酬月

額とする。

平成 27 年 12 月及び平成 28 年 1 月の訂正後の標準報酬月額（別表 2 の第 6 欄に掲げる厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 5 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 12 年 11 月 1 日から平成 14 年 1 月 1 日まで
② 平成 26 年 12 月 1 日から平成 28 年 2 月 21 日まで

請求期間①について、A 社に正社員として工場業務に従事し、休日出勤や多くの残業をしていた。

請求期間②についても、B 社から派遣社員として工場でライン等作業に従事し、残業や交代勤務も行っていた。

どちらの事業所でも多くの収入を得ていたが、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が実際の給与額と比べ低い額となっている。

請求期間①及び②について、資料を提出するので調査の上、正しい年金記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間①のうち、平成 12 年 11 月 1 日から平成 13 年 10 月 1 日までの期間について、請求者から提出された A 社の給料支払明細書、預金通帳の写し及び平成 12 年分給与所得の源泉徴収票（以下、併せて「給料明細等」という。）並びに日本年金機構の回答によると、請求者の資格取得時及び標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬月額に基づく標準報酬月額（以下「本来の標準報酬月額」という。）（別表 1 の第 3 欄）並びに厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（別表 1 の第 4 欄）は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額（別表 1 の第 2 欄）を超えていることが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額

を認定することとなる。また、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正が行われるのは、当該認定額がオンライン記録の標準報酬月額を上回る場合である。

したがって、請求期間①のうち、平成12年11月1日から平成13年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、上述の給料明細等により確認できる厚生年金保険料控除額から、別表1の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第5欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求内容どおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明である旨回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

- 2 請求期間①のうち、平成13年8月1日から同年10月1日までの期間について、上述の給料支払明細書及び預金通帳の写しによると、当該期間に係る本来の標準報酬月額（別表1の第3欄）は、オンライン記録の標準報酬月額（別表1の第2欄）及び上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額（別表1の第5欄）を超えていることが認められる。

したがって、請求期間①のうち、平成13年8月1日から同年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、別表1の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第6欄に掲げる標準報酬月額に訂正することが必要である。

ただし、平成13年8月及び同年9月の訂正後の標準報酬月額（別表1の第5欄に掲げる厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間①のうち、平成13年10月1日から平成14年1月1日までの期間について、上述の給料支払明細書及び預金通帳の写しによると、当該期間に係る本来の標準報酬月額（別表1の第3欄）及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（別表1の第4欄）のいずれか低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額（別表1の第2欄）を超えないことから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、記録の訂正を認めることはできない。

- 4 請求期間②について、請求者から提出されたB社の給料支払明細表及び預金通帳の写し（以下、併せて「給料支払明細表等」という。）によると、当該期間の本来の標準報酬月額（別表2の第3欄）又は報酬月額に見合う標準報酬月額（別表2の第4欄）及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（別表2の第5欄）は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額（別表2の第2欄）を超えていることが認められる。

したがって、請求者の請求期間②に係る標準報酬月額については、上記1の厚生年金特例法に基づく認定方法により、上述の給料支払明細表等において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、別表2の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第6欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否

かについては、事業主は、請求期間②に係る届出や保険料納付について不明である旨回答している。しかしながら、日本年金機構が保管している請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届及び厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に記載されている報酬月額がオンライン記録における標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主は訂正後の標準報酬月額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、年金事務所は、請求者の訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 5 請求期間②のうち、平成 27 年 12 月 1 日から平成 28 年 2 月 21 日までの期間について、上述の給料支払明細表等によると、当該期間に係る本来の標準報酬月額（別表 2 の第 3 欄）は、オンライン記録の標準報酬月額（別表 2 の第 2 欄）及び上記 4 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額（別表 2 の第 6 欄）を超えていることが認められる。

したがって、請求期間②のうち、平成 27 年 12 月 1 日から平成 28 年 2 月 21 日までの期間に係る標準報酬月額については、別表 2 の第 1 欄に掲げる月ごとに、同表の第 7 欄に掲げる標準報酬月額に訂正することが必要である。

ただし、平成 27 年 12 月及び平成 28 年 1 月の訂正後の標準報酬月額（別表 2 の第 6 欄に掲げる厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸（受）第 2500093 号
厚生局事案番号 : 東海北陸（厚）第 2500033 号

<別表 1>

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 4 欄	第 5 欄	第 6 欄
請求期間に係る月	オンライン記録 の標準報酬月額 (訂正前)	本来の 標準報酬月額	厚生年金 保険料控除額 に見合う 標準報酬月額	厚生年金特例法 訂正後の 標準報酬月額	厚生年金保険法 (第 75 条本文) 訂正後の 標準報酬月額
平成 12 年 11 月から 平成 13 年 7 月まで	26 万円	28 万円	28 万円	28 万円	—
平成 13 年 8 月及び 同年 9 月	26 万円	36 万円	28 万円	28 万円	36 万円
平成 13 年 10 月及び 同年 11 月	36 万円	36 万円	38 万円	—	—
平成 13 年 12 月	36 万円	36 万円	28 万円	—	—

<別表 2>

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 4 欄	第 5 欄	第 6 欄	第 7 欄
請求期間に係る月	オンライン記録 の標準報酬月額 (訂正前)	本来の 標準報酬 月額	報酬月額 に見合う 標準報酬 月額	厚生年金 保険料控除額 に見合う 標準報酬月額	厚生年金特例法 訂正後の 標準報酬月額	厚生年金保険法 (第 75 条本文) 訂正後の 標準報酬月額
平成 26 年 12 月	9 万 8,000 円	—	20 万円	22 万円	20 万円	—
平成 27 年 1 月	9 万 8,000 円	—	30 万円	30 万円	30 万円	—
平成 27 年 2 月	9 万 8,000 円	—	28 万円	28 万円	28 万円	—
平成 27 年 3 月	9 万 8,000 円	—	30 万円	30 万円	30 万円	—
平成 27 年 4 月	9 万 8,000 円	—	19 万円	19 万円	19 万円	—
平成 27 年 5 月	9 万 8,000 円	—	26 万円	26 万円	26 万円	—
平成 27 年 6 月	9 万 8,000 円	—	34 万円	34 万円	34 万円	—
平成 27 年 7 月	9 万 8,000 円	—	28 万円	28 万円	28 万円	—
平成 27 年 8 月	9 万 8,000 円	—	34 万円	34 万円	34 万円	—
平成 27 年 9 月	9 万 8,000 円	28 万円	—	32 万円	28 万円	—
平成 27 年 10 月	9 万 8,000 円	28 万円	—	32 万円	28 万円	—
平成 27 年 11 月	9 万 8,000 円	28 万円	—	30 万円	28 万円	—
平成 27 年 12 月	9 万 8,000 円	28 万円	—	22 万円	22 万円	28 万円
平成 28 年 1 月	9 万 8,000 円	28 万円	—	24 万円	24 万円	28 万円